

## 東海市告示第5号

東海市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月9日

東海市長 花 田 勝 重

### 東海市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

東海市配食サービス事業実施要綱（平成12年東海市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「（以下「基本チェックリスト該当者」という。）」を削る。

第4条中「、又は、」を「又は」に改め、「東海市配食サービス利用申出書」の次に「（以下「申出書」という。）」を加え、同条第1号中「第3条第1号」を「前条第1号又は第3号」に改め、同条第2号中「第3条第2号」を「前条第2号」に改め、同条第3号を削る。

第5条第1項中「場合」を「とき」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条の表(2)1日2回利用する場合の項中「得た額。」を「得た額」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（変更の届出）

第6条 利用者又はその代理人は、事業の利用開始後、申出書の内容に変更が生じるときは、東海市配食サービス変更届を市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更を除くものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。